

広報

こしがや

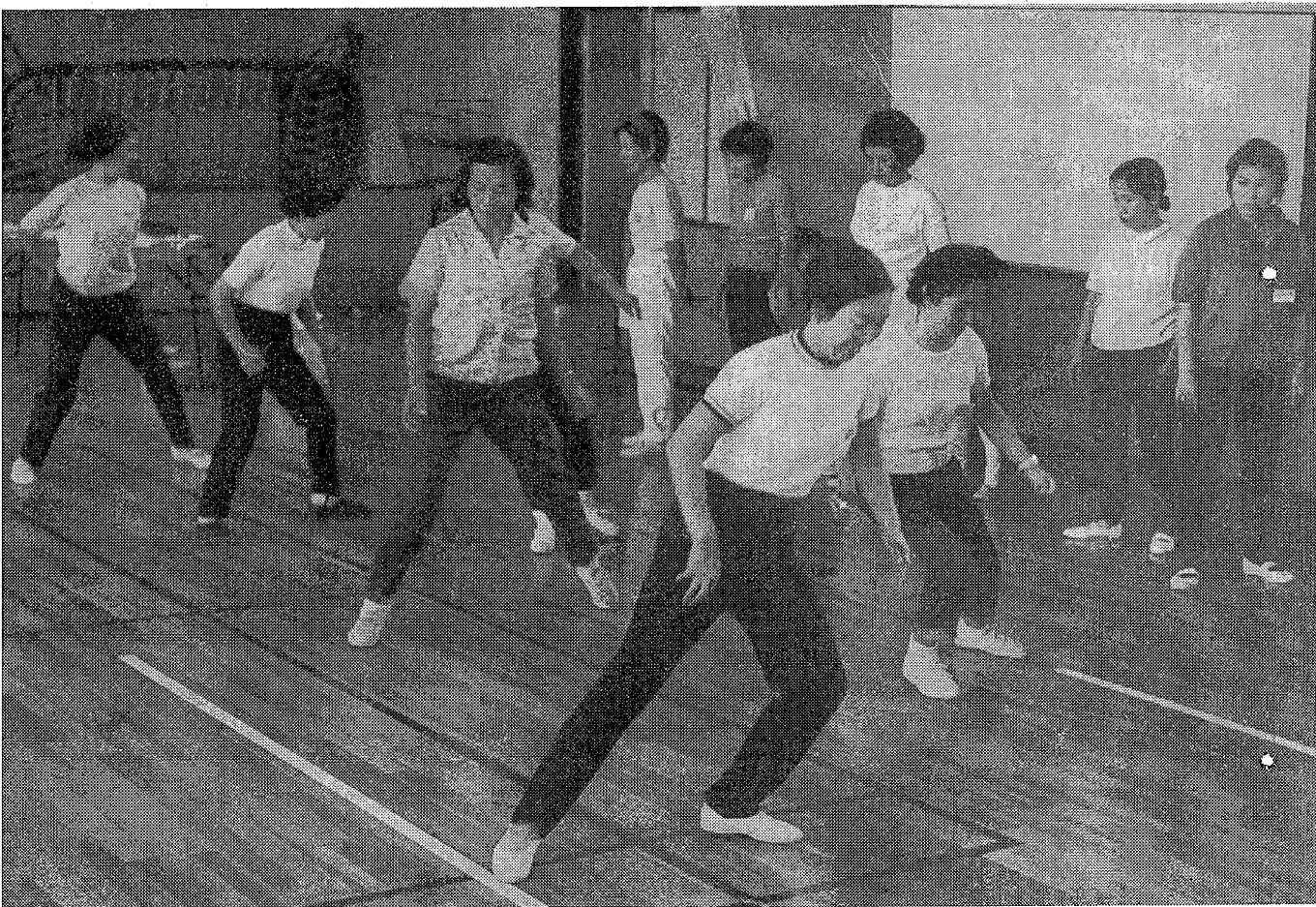
7月15日

昭和44年・NO. 355



(越谷の市章)

昭和三十三年八月五日 第三種郵便物認可 毎月一日・十五日発行





給与^{など}十九議案を可決する

主な議案は次のとおりです。

三三三三三

「なつれた又復黄とび」

員五千人(四千円)

■消防団条例の一部改正

消防団員などの報酬(年額)が次の通り改正されました。

団長三万二千元(二万七千六百円)、副団長二万二千円(一万八千円)、分団長一万四千円(一万二千円)、副分団長九千七百円(八千四百円)、部長七千円(六千円)、班長四千九百円(四千二百円)、団員四千二百円(三千六百円)

■固定資産評価審査委員に

中井文次郎氏を選任

固定資産評価審査委員の中井文次郎氏は、七月十二日で任期満了となるため、後任委員に再び中井文次郎氏を選任しました。

■新方小学校校舎増設案

及び室内運動場新築工

事請負契約の締結

鉄筋コンクリート三階建て、増設で、大正十一年に建設された四教室を取りこわし、普通六教室と特別三教室を新築します。延べ床面積は、一、一八・九八平方メートルです。

またこのほか三教室を取りこわし、その後、鉄骨平家建て、室内運動場を新築します。延べ床面積は五四一・八平方メートルです。工費は、増設と室内運動場をあわせて六千三百八十四万円です。完成は、校舎が十一月末、室内運動場が十一月末の予定。

■南越谷小学校校舎増築工事の締結

増築工事の締結

南越谷小学校は、昨年の四月開校したばかりの学校ですが、人口増加の著しい所で現在プレハブ校舎を使って勉強していますが、これを解消するために、鉄筋コンクリート三階建て、普通九教室と特別二教室、下足室を増築します。工費は、五千八百九十万円、十一月末完成予定です。

追加議案

消防防衛委員の委嘱

消防防衛委員の議会議長と七人から辞職願いが提出され、これを受理したので新たに議員の中から次の七人の委員を委嘱しました。

浅子登、野口正次、遠藤善四郎、植竹勇、小林秀雄、井上理助、戸井田孝一

△土地取得について
△水路上にある工物の撤去請求に関する調停申立て等について

監査委員に
井橋順一氏を選任

またこのほか三教室を取りこわし、その後、鉄骨平家建て、室内運動場を新築します。延べ床面積は五四一・八平方メートルです。工費は、増設と室内運動場をあわせて六千三百八十四万円です。完成は、校舎が十一月末、室内運動場が十一月末の予定。

議員提出議案

市議会委員会条例の一部を改正する条例制定

これは、越谷市水道事業が越谷・松伏水道企業団と合併したため水道事業の関係を保健衛生常任委員会の所管から除いたものです。

△流通センター用道路に都市計画道路、谷中一見田方線を利用することに反対し、国道第二、四号バイパスの建設促進を求める決議

△越谷市都市計画を無視する原住宅供給公社の宅地開発に反対する決議

可決になった

その他の議案

△専決処分事項の承認を求めることについて
△埼玉県東部清掃組合の規約変更について

△越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
△越谷市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

△越谷市都市計画条例の一部を改正する条例制定について
△地方自治法第八十条の規定により、市長が専決処分することのできる事項の制定について

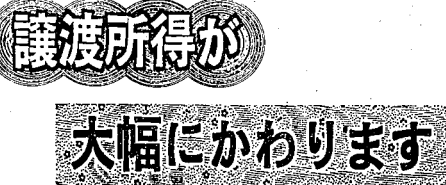
おね、請願、陳情などについて
このほか、市議会より(八月一日発行予定)を随うた。

改正土地税制の概要

昭和四十四年度の税制改正で譲渡所得に対する課税の特例が大きく変わります。

従来の税制では不要不急の土地需要を喚起して、こと更に地価の上昇をおおっているというところから改正されたものです。

長期譲渡所得については、早期から改正されたものです。



期に土地などを譲渡した場合に譲渡税を課税して、土地の有効利用を促進しようとするものです。

長期譲渡所得の税率 (別表 1)		
譲渡の時期	所得税	住民税
昭和45.46年中	10 %	4 %
昭和47.48年中	15 %	5 %
昭和49.50年中	20 %	6 %

↑各比率は課税長期譲渡所得に対するものです。

短期譲渡所得の税率 (別表 2)		
	所得税	住民税
①	課税所得金額の40 %	課税所得金額の12 %
②	総合課税の方法で計算した場合の税額のうち、課税短期譲渡所得金額にかかる部分の110 %	総合課税の方法で計算した場合の所得割額のうち、課税短期譲渡所得金額にかかる部分の110 %

個人が土地や建物などを五年未満しか保有しないで、または

個人が土地や建物などを五年未満しか保有しないで、または

長期譲渡所得の分離課税

長期譲渡所得の分離課税

長期譲渡所得の分離課税

長期譲渡所得の分離課税

分離課税のどちらかを選択できますが、昭和四十五年から五十年までの間における、土地や建物などの譲渡所得に対する課税については、次のような特例措置が講じられます。

特別控除の改正

その他

居住用財産取得のための買換制度が、昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止されます。

また事業用資産の買換制度の合理化などが行われます。

子どもを水の事故から守ろう

親は最大の注意を



本格的な水のシーズンにはいり、葛西用水に落ち、尊い命を失うことになった。子どもたちは、水を求めて川や海に出かけることでしょ

とろで、水泳には、事故がつきものです。子どもたちが急な流れに巻き込まれたり、深みに落ち込んだりして尊い命を失わないよう各家庭では、次の点に注意したいものです。

▼幼児から目を離さない
幼児は、いつも目のとく安全な場所で遊ばせてください。小川や用水堀などが家の近くにある場合は、とくに気を付けましょう。今年も、エビカニ取りの幼児が片などのないところ。

▼安全な場所が泳がせる
必ず次のような安全な場所を選んでやりましょう。
①水のきれいな場所、深さが急に変わらないところ。
②水底に岩、くい、ガラスの破運動をする。

▼泳ぎの心得を守らせる
泳ぐときは、次のことを守るよううながしておきましょう。
①水にはいる前には、必ず準備運動をする。

▼行き先をはっきりきく
子どもを遊びに出すときは、必ずどこへ、だれと、何をしに行くかききましょう。

▼事故防止のための施設や救助の資材があるところ。
④指導員や救助員が見張りをしてい

③急流、逆流、うず巻きなどのないところ。
④事故防止のための施設や救助の資材があるところ。
⑤指導員や救助員が見張りをしてい

で、足から徐々にはいり、かたたを水になす。

③水泳禁止区域では、絶対に泳がない。もし泳いでいる者を見つけたときは、注意しましょう。

④長時間泳がない。

⑤指導員や監視員のいるところで泳ぐときは、その人たちの注意をよめる。

⑥水泳中は、悪戯をしない。

⑦食事の直後や空腹のときは、泳がない。

⑧おぼれている人を見つけたときは、大声で助けを求める。

生活と健康



□ 夏まけを防ぐには

暑いときの食べものは、油っこいものはつい敬遠されがちですが暑さにまけないためには、なんといつても油料理が一番です。

夏バテの回復にはウナギにかきえる。など、ウナギ屋のちやうちんを持つ気はありますが、ウナギの栄養は高く評価されています。

食欲のいちばんおとろえがちな季節には、お新香で、お茶づけをさくらさうといのが好まれるようですが、それが夏やせの原因でもあるようです。

夏まけを防ぐためには、ウナギでなくとも、タン白質の多い肉類をたくさんたべて、体力を充実させ、暑さにまけないようにしましょう。

□ 食事と健康

夏は、冷たいものの飲みすぎ、食べすぎ、食中毒などによる下痢の季節でもあります。食べすぎが飲みすぎか、原因に思い当たるかしないときは、とにかく医者にみてもらうことです。

原因がはつきりして熱もなく、腹痛もあまりなければ、保温安静に気を付けて、最初の一日くらいは絶食し翌日からしだいに流動食やカユといった順序でいきます。水分の補給には、番茶などがいいでしょう。

□ 洋服の手入れ

洋服は、やたらにクリーニングに出すと、生地の良いさを失うものです。外出から帰ってきたら必ずブラシをかけておくように。この場合、上着のえり、そで口、すそ、スポンのすく、この四方所はとくに念入りにしておきたいもので、なんといつてもかだんの手入れがたいせつになります。

シンナーから青少年を守ろう

シンナーは、ペンキなどを薄める薬品で、塗料店、薬店などでピン入りで売られています。また、接着力として文房具店等でも売られているアラボンド、セメタインなども、その毒性は、シンナーと同じです。

これらのおいを吸うと、酒によったような気分になり、やがて意識がもつろつとし気持ちが大きくなって何んでもかすようになります。

こういう行爲を何回もくり返したり、一度にたくさんつたりすると死ぬという恐ろしいものです。

そこで、青少年をシンナーから守るために、次のことに心がけましょう。

▼親たちがシンナーの恐ろしさを十分認識すること。

▼子どもとよく話し合つとともに、シンナー類の保管、取り扱いを厳重にする。

▼業者は、青少年にシンナーなどをだりに売らない。



夏休みを有意義に

七月も十日を過ぎ、楽しい夏休みがやってきました。

この休みは、暑い季節のため、子どもたちの学習には、あまり適さないもので、休養をじゅうぶんとり、二学期に備えるためにあります。

しかし、夏休みこそ、自分の学校生活ではできないようなことを体験させ、心身の鍛錬をはかることが必要であるといわれます。

このような夏休みの意義をわきまえないで、放任や期待過剰からの勉強のおしつけが行なわれ、非行化の傾向も現われてくるようになります。

また、休養どころか疲労を増し、望ましい自主性を育まないことになりましよう。

家庭を中心にくりひろげられる子どもたちの夏休みを有意義なものにするために、家庭も学校も子どもたちを中心にして考えなければなりません。

七に大相模の大聖寺不動堂に掲額されたもので、他の一つは文久二年（一八六二）に下間久里の第六天に掲額されたものである。

しかしながら、前者は現存せず、わすかに「賽神算」（さいしんさん）という和算書によつてのみ、内容を知ることができ、後者も現存するが風化がはなはだしい。しかし、山形大学所蔵のものには戦後掲額されたものもある。

「最上流算法諸題題源（二）」や「諸國算額新集」などによつて、

判読することが可能である。これらの算額は、掲額者や奉納者の居住地在額面に記載されている場合が多いので、和算の普及度を知らる上の好史料となる。

市史編集員 森田雄一

交通事故相談教室 (8)

裁判による解決方法

互いに話し合いができない場合は、裁判によつて解決する以外に方法がありません。この場合は裁判所に訴訟を申し立てます。

裁判とは、裁判官が原告（訴訟をおこした人）の請求が正当であるかどうかを判断し、判決で被告に正当な金額の支払いなどを命ずるものです。そこで、原告の主張した請求が認められない場合もあります。

判決に対して不服があれば控訴し、上級裁判所でふたたび審理することがあります。したがって判決がおりてから効力を生じるまでに、長いときは数年かかる場合もあります。

そのため、第一審判決などで被告が控訴して支払いをのほそつても、早く賠償金の取り立てができるように、申し立てをすれば仮執行の宣言をつけられます。

また、判決があるまで生活に困る人のために、一定の証拠により、被告に一定金額の仮支払いを命ずる仮処分制度もあります。

▽費用はどれくらいかかるか
訴訟をおこす場合の費用には、弁護士に支払う報酬や訴状には収入印紙、訴状の副本を加害者に

送るための郵送料があります。

収入印紙は請求額によつて異なりますが、たとえば、十万円の場合、請求額で千円の印紙、五万円の場合、請求額で千円の印紙、百円円で六千三百円の印紙です。

▽弁護士費用はどれくらいか
弁護士の費用には「手数料」と「謝金」の二つがあり、弁護士会の規定により定められています。手数料は請求額によつてことなり、請求額の二割以上、三割以内となつていきます。謝金についても



▽裁判費用のない方のために
裁判で勝訴の見込みのある人生活に余裕のない人のために、

「法律扶助協会」があります。扶助の申し込みは埼玉弁護士会、浦和法務局で受けつけています。

なお、交通事故相談教室は今回で終了ですが、市役所一階の厚生課では、毎日交通事故の相談を行なっています。ご利用ください。

明るい生活をきずくために

スポーツ教室に参加しましょう

市教育委員会は、日頃スポーツに親しむ機会に恵まれない勤労青少年、家庭婦人、一般社会人のために各種スポーツ教室を開設しています。

健康で明るい生活をきずくために気軽に参加ください。

◇剣道コース◇

期間は、七月二十七日から三十一日まで午後一時から五時。越谷ムなどを取り入れて行ないます。

市教育委員会は、日頃スポーツに親しむ機会に恵まれない勤労青少年、家庭婦人、一般社会人のために各種スポーツ教室を開設しています。

◇婦人軽スポーツコース◇

期日は、七月二十一日、二十八日、八月四日、十一日、十八日の午前九時から十二時まで。市立体育館。対象は家庭婦人。バレーボール、健康美体操を中心としてフットクン、卓球、ボウリング。

◇バドミントンコース◇

期日は、七月十九日、八月十六日、九月二日、十月十八日、十一月十五日の午後一時から五時。市立

◇ダンスコース◇

期日は、八月一日、九月六日、十月四日、十一月二日の午後二時から五時まで。市立体育館。対象は壮年男女、一般男女。

◇民謡、フォーク

期日は、八月一日、九月六日、十月四日、十一月二日の午後二時から五時まで。市立体育館。対象は壮年男女、一般男女。

体育館。対象は家庭婦人、一般男女。

◇陸上競技コース◇

期日は、八月一日、二日、三日、五日、六日、七日の午後一時から五時まで。越谷高校。対象は一般男女。

◇柔道コース◇

期日は七月二十二、二十四、二十六、二十九、三十一、八月一日の午後五時から九時まで。市立体育館。対象は一般男女。以上各教室の申込みは市教育委員会指導課へ。電話六四二二二番

金石資料集は

市史編さん室へ

市史編さん室では「越谷市金石資料集」を刊行、行政課で実費でお分けていましたが、これからは、市史編さん室で一冊五〇〇円でお分けします。

登戸郵便局開局

無集配特定郵便局として「越谷登戸郵便局」が七月十六日から開局いたします。場所は、登戸町二七八ノ三で電話六四二二二番

八月の燃えない

ごみの収集日

8月1日 宮本町1丁目、赤山(川柳道の南側)、伊原新田、町1丁目、東柳田町、元柳田、町、4日 宮本町2丁目、神明町1丁目、5日 大沢1丁目、4丁目、6日 大沢2丁目、3丁目、7日 北越谷1丁目、8日 南越谷2丁目、登戸新田(東武線の東側)、瓦曽根1丁目、11日 登戸町、南越谷1丁目、13日 蒲生東町、蒲生4丁目、14日 蒲生西町(東武線の東側)、旭町、蒲生3丁目(川柳道の北側)、15日 蒲生西町1丁目、蒲生1丁目、蒲生本町、愛宕町、18日 柳町、御殿町、越谷5丁目、宮前、29日 越谷1丁目、弥生町、根郷、蒲生2丁目、生町。

国保「海の家」

市民のレジャーと静養をかねて厚生課では海の家を開設しています。どうぞご利用ください。場所は江の島です。

舗装修繕工事で

交通止め

埼玉県越谷土木事務所では、旧道の埼玉銀行前の交差点から駅前線の交差点までを舗装修繕工事のため通行を禁止します。期間は、七月十日から八月三十日まで。五十二日間。時間は午後十時から翌朝五時までです。この付近を通行する方は、標識に注意し、迂回してください。

7月の燃えない

ごみの収集日

7月1日 考で掲載もれのあった燃えないごみの収集を次の日程で実施いたします。7月28日 本町、中町、柳町、御殿町、越谷5丁目、宮前、29日 越谷1丁目、弥生町、根郷、蒲生2丁目、生町。

損保協会から 消防車贈られる



越谷市消防署に日本損害保険協会から水槽付きポンプ自動車一台が、七月三日寄贈されました。これは、日本損害保険協会が、毎年全国各地に寄贈しているもので、越谷市に贈られたのは五六〇台目にあたります。

この最新式消防車は、自動車内に水槽設備が取り付けられており、千六百リットルの水を貯蔵することができ、火災現場へ到着と同時に放水ができます。その他いろいろな設備がつけてあります。

また、放水試験も行なわれ、その威力を十分披露しました。

8月の休日当直医

＝8月3日＝

石川医院 (北越谷) 産、内、外科
62-4900
田口医院 (大沢) 産、内科62-
2264
中尾医院 (蒲生愛宕町) 内科62-
3007

＝8月10日＝

山口病院 (越ヶ谷) 外、内、産科
62-7201
堀中医院 (越ヶ谷) 産科62-5331
小島医院 (東小林) 内科62-8400

＝8月17日＝

熊坂医院 (大沢) 外科62-9200
横田診療所 (越ヶ谷) 産、内科62-
5454
石川医院 (越ヶ谷) 内科62-3370
蒲生産婦人科 (蒲生) 産科62-5889

＝8月24日＝

軍司医院 (越ヶ谷) 外科62-2408
都築病院 (弥生町) 産科62-2222
今井医院 (蒲生旭町) 内科62-7713

＝8月31日＝

大袋医院 (袋山) 外科62-5697
成瀬医院 (蒲生) 内科62-1712
松永医院 (大沢) 内科62-2263

昭和四十四年度毒物・劇物取扱者の資格試験は八月十九日、二十日の二日間、熊谷市で行なわれます。願書受付は7月22日から24日まで。県衛生部医務課。

越谷保健所
六四二二六六(代表)
越谷市商工会(7月19日正午から)
六四二二六九(代表)
毒物・劇物取扱者試験

移動図書館「むさしの号」
駐車場は各小学校、狹島地区は農協支所前です。
▽7月22日 増林地区10時～10時50分、新方地区11時～11時40分、桜井地区11時50分～12時、大袋地区1時30分～2時20分▽23日 狹島地区10時～10時40分、出羽地区

日 時 7月20日午後1時から
場 所 福祉会館第一会議室
テキスト「環境論」坂口安吾著
移動図書館「むさしの号」



スピーカー

乳幼児の健康相談

越谷保健所の乳幼児健康相談室はつぎのとおり開かれております。
どうぞお気軽にご利用ください。相談料は無料です。

(金)		(木)		(水)		日曜
午前	午後	午前	午後	午前	午後	時受
9～10時	1～2時	9～10時	1～2時	9～10時	1～2時	付
BCG接種	乳幼児食 実習(予約制)	乳幼児 健康相談	乳幼児 健康相談	ツベルクリ	乳幼児 健康相談	内健康
第1金曜日	第4木曜日 (後期)	第2木曜日 (前期)	第3木曜日 (前期)	第1水曜日	第2水曜日	容相
						談
						日
						程

10時50分～11時30分 蒲生地区12
時30分～1時30分 川柳地区1時
40分～2時30分 分越谷駅集合 9時35分 幸手行
乗車。
コース 越谷・幸手・宝持寺
第二十八回史蹟めぐり
幸手町立図書館・越谷。

第二回日本古典文学講座
日時 8月2日 午後5時
場所 武蔵野銀行二階・蕪村
の美・俳諧

レントゲン検診

時間は午前9時30分から11時30分まで、午後は1時から3時まで
▽7月28日午前11時大相模不動尊
午後11時大相模不動尊
増林公民館、午後11時松栄町な
ぎ家裏▽30日午前11時南中学校、午
後11時西町谷塚商店街▽31日午
前11時出羽農協支所、午後11時大間野
光福寺▽8月1日午前11時狹島小学
校、午後11時市役所
なお、このほかの地区の日程に
ついては、次号の広報紙でお知ら
せいたします。

電話番号の変更

越谷保健所と越谷市商工会の電
話番号がつぎのとおり変更になり
ました。

妊婦検診

妊婦検診をつぎの日程で行ないます。
お近くの会場へどうぞ。

検診内容……予診採血(梅毒検査)、検尿(糖尿
病、腎臓) 検便(寄生虫) 診察、指導等。
会場にくるときは母子健康手帳と便(マッチ箱に
入れて紙につつま住所、氏名、年齢を記入)をご持
参ください。

時間……午後1時30分～2時30分まで

7月28日 新方公民館 8月4日 桜井公民館
// 29日 増林小学校 // 5日 出羽土地改良
// 30日 大相模公民館 事務所
// 31日 伊原集会所 // 6日 狹島農協支所
8月1日 市立第二体育館 // 7日 越谷診療所
// 2日 福祉会館 // 8日 蒲生登戸会館

第1回市民キャンプ

と き 7月27日、28日
と ころ 谷川岳(南面)
会 費 1,500円
募集人員 50人
申込先 教育委員会(64)2111
越谷市山岳会事務所(62)9803
申込締切り 7月25日まで
主 催 越谷市山岳会連盟、
// 中央公民館

なお参加者は7月23日市役所第一会議室におい
て午後7時30分から説明会をひらきます。